

(照会先)

独立行政法人国立病院機構

中国四国グループ

担当：参事（人事担当） 村上

人事係長 河本

電話：082-493-6606（代表）

令和8年7月9日

独立行政法人国立病院機構

中国四国グループ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構四国がんセンターにおいて、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第3号の規定に基づく懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事案の概要	勤務時間管理において、実際には出勤していない日について年次休暇の取得申請を行わず、出退勤の打刻漏れとして事後に打刻処理を行う事例を複数回発生させた。また、日常的に打刻漏れや打刻修正を繰り返し、勤務実態と一致しない勤怠記録を生じさせるなど、勤務時間管理を適正に行わなかったもの。
処分年月日	令和8年7月8日
処分量定等	(行為者) 国立病院機構四国がんセンター 医療技術職員（女性・30代） 量定：戒告